

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月17日
【報告者の名称】	ソレキア株式会社
【報告者の所在地】	東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
【電話番号】	03(3732)1131
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 針生 貞裕
【縦覧に供する場所】	ソレキア株式会社 (東京都大田区西蒲田八丁目16番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、ソレキア株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、富士通株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 富士通株式会社  
所在地 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、公開買付者による当社株券（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している発行済みの当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として本公開買付けを実施し、当社を公開買付者の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを決定したとのことです。

なお、公開買付者は、本書提出日現在、当社株式23,558株（所有割合（注）2.71%）を所有しているとのことです。

（注）当社が平成29年2月10日に提出した第59期第3四半期報告書（以下「当社第59期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数（1,016,961株）から、当社第59期第3四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（149,049株）を控除した株式数（867,912株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を446,045株と設定し、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が446,045株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わないことを予定しているとのことです。買付予定数の下限は、本公開買付け後の公開買付者及び不応募株主（下記「本公開買付けに関する重要な合意等」に定義します。）が所有する議決権数の合計が当社の議決権の3分の2以上となるよう設定しているとのことです。一方、買付予定数の上限については設定せず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（446,045株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うことを予定しているとのことです。また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針

平成29年2月3日に当社株式に対し佐々木ベジ氏（以下「佐々木氏」といいます。）による公開買付け（以下「佐々木氏公開買付け」といいます。）が公表されました。その後、当社は、公開買付者に対し、平成29年2月上旬に、当社株式の取得を含め、佐々木氏公開買付けに対する公開買付者による対応の可否について、検討を依頼しました。当社と公開買付者グループ（公開買付者及び子会社528社（うち連結子会社514社）（平成28年3月31日現在））とは約60年という長年の歴史を背景とするビジネス連携、技術連携を通じた重要なビジネスパートナーであります。公開買付者は、当社が公開買付者の完全子会社となった場合は、公開買付者グループ及び当社としての従来の取引規模を維持できるとともに、当社の先端技術を駆使した今後のデジタルビジネス（注1）の拡がりに鑑みると、公開買付者グループのビジネスに貢献する存在になると考え、平成29年2月中旬に、当社に対し、当社を公開買付者の完全子会社とする意向がある旨を回答しました。その後、公開買付者は平成29年2月下旬から3月上旬にかけて当社に対するデューデリジェンスを行い、公開買付者においては当該デューデリジェンスの結果を踏まえて公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるフィナンシャルアドバイザーのSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）の株式価値算定結果を参考として、当社においては公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるフィナンシャルアドバイザーの大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）の株式価値算定結果を参考として、両社における本公開買付けの協議、検討を経て、本公開買付けを実施するものです。

公開買付者グループは、ICT（注2）分野において、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能かつ高品質のプロダクト及び電子デバイスの開発、製造、販売から保守運用までをグローバルに向けて総合的に提供する、トータルソリューションビジネスを行っているとのことです。昭和10年6月に富士電機製造（現 富士電機株式会社）より電話交換装置・電話機・装荷線輪の製造及び販売権を承継し、富士通信機製造株式会社として設立され、昭和24年5月に東京証券取引所に上場しているとのことです。

当社は、昭和33年9月に設立（当時の商号：小林電材株式会社）された当初より、公開買付者の特約店となり、約60年という長きに及ぶ歴史を有する最古参の公開買付者の販売代理店（以下「販売パートナー」といいます。）の1社です。この間、公開買付者の製品、サービスに自社の強みを活かした製品、サービスを組み合わせ、お客様の経営課題を解決するソリューション提供を一貫して継続してきております。

当社は、「人と人との相互作用によって新たに生まれるビジネスチャンスをわたしたちだけでなくお客様とともに考える」という企業理念のもと、「Innovative Technology（先見的な技術力）」「Friendly Service（顧客第一主義）」「Originality & Confidence（創造力&信頼性）」の「3つの強み」を活かしながら、お客様の経営目標や経営課題の解決はもちろんのこと、業務プロセスやICTに関する深い理解と幅広いノウハウを背景として、企画立案からシステム設計、アプリケーション開発、さらに最適なハードウェアの選定や調達、完成したシステムの運用、保守に至るまで、総合的にコンサルテーションを実施するICT企業です。

平成27年度の当社の連結売上高は202億円であり、事業分野として、情報機器関連、フィールドサービス（注3）、システムソリューション（注4）、コンポーネントデバイス（注5）があります。当社と公開買付者グループの取引は安定的に推移しており、平成27年度において、当社は、主として情報機器関連分野で公開買付者から40億円の仕入があり、主としてフィールドサービス分野で公開買付者の子会社である株式会社富士通エフサス向けに売上高が37億円あります。

当社が公開買付者の製品、サービスを販売したお客様数は直近5年間で延べ2,500社に達しており、当社は国内市場に向けた公開買付者グループの営業戦力を補完する役割も担っております。当社に在籍するSE（システムエンジニア）及びCE（カスタマエンジニア）についても、当社のビジネスにおいてお客様先でサービス、サポートを実施することに加え、その一部は公開買付者グループのお客様先でサービス、サポートを実施しており、営業戦力と同様に公開買付者グループの戦力補完として活動しています。これらの取引及び人的連携より、公開買付者は当社を公開買付者グループのビジネス基盤の一翼を担う重要な販売パートナーとして位置付けているとのことです。

したがって、当社が保有するこれらの取引規模及びお客様を維持することは、公開買付者グループにとって重要事項と認識しているとのことです。また、次のとおり、デジタルビジネスの普及に伴い、当社の公開買付者グループに対するビジネスへの貢献度合は更に大きく拡大する可能性があると考えているとのことです。

近年のICT分野においてはサーバやパソコンといった製品の国内市場は成熟する一方で、クラウド、IoT（注6）、ビッグデータ等に代表されるデジタルビジネスの台頭が著しく、海外ベンダーを含め競争が激化しております。公開買付者グループにおいては、先端技術であるIoT、クラウド等を整備し、簡単、安全、便利な「場」を実現するデジタルビジネスプラットフォーム「MetaArc」の提供を平成27年度より開始しており、また、「つながるサービス」へのデジタル化展開を強化するため、公開買付者の社内に分散していたデジタルビジネスに必須な事業を統合する組織としてデジタルサービス部門を平成28年度に新設したとのことです。今後もこの流れに沿った最先端のソリューション提供を行うとともに当社をはじめとする販売パートナーとの連携を通じて、当該市場でのシェアアップの取り組みを進めていくとのことです。

また、当社においても、このようなデジタル環境への変革認識のもと、デジタルビジネスへのシフトを加速させています。

当社がいち早く取り組みを開始したRFID（注7）関連サービスについては、M2Mソリューション（注8）へ発展させ、EMS（注9）、AR（注10）、センサーの技術を取り入れながら、物流管理、在庫管理、動線管理、製造工程監視等の幅広い分野でソリューションを提供しています。M2Mソリューションの開発にあたっては、公開買付者グループのみならず、情報サービス業、印刷業等の異業種や、海外の電子タグメーカー等の分野毎に「強み」を持つ企業と提携しながら進めており、これは当社自らが到来しつつあるデジタルビジネスの重要性を大きく認識していることを示していると考えております。また、スマートデバイス（注11）を活用した「客室タブレットコンシェルジュサービス」は、多言語対応した「館内施設やレストラン、非常口、各種サービス案内」や「ルームサービス、クイックチェックアウト等のオーダー機能」により宿泊客の要望や声を集約する客室コンシェルジュとして、平成28年にサービス提供をスタートさせました。これは平成32年開催の東京オリンピック、パラリンピックを控え需要が見込まれると考えております。この他にも、公開買付者グループのクラウド基盤製品を活用した独自サービスの構築等、デジタルビジネス拡大に向け、戦略を共有した取り組みを進めています。

- （注1） デジタルビジネス：クラウド、モバイル、IoT、アナリティクスやAI（Artificial Intelligence、人工知能）など最先端のデジタルテクノロジーを取り入れ、新たな顧客価値を創り出すビジネス
- （注2） ICT：Information and Communication Technology、情報通信技術
- （注3） フィールドサービス：主としてICTに係る保守サービス事業
- （注4） システムソリューション：主としてシステムインテグレーション等のICTソリューション事業
- （注5） コンポーネントデバイス：主として電子デバイス、半導体事業
- （注6） IoT：Internet of Things、あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称
- （注7） RFID：Radio Frequency Identification、電子タグ
- （注8） M2Mソリューション：Machine to Machineソリューション、コンピュータネットワークにつながれた機械同士が人間を介在せずに相互に情報交換し、自動的に最適な制御が行われるシステムを用いたソリューションビジネス
- （注9） EMS：Energy Management System、ICTを用いて、家庭やビル、工場などのエネルギー使用を管理しながら最適化するコンピュータシステム
- （注10） AR：Augmented Reality、コンピューターを利用して、現実の風景に情報を重ね合わせて表示する技術
- （注11） スマートデバイス：スマートフォンやタブレット端末等の総称

公開買付者グループにおいては、これら先端をいく当社のソリューション製品の広報、プロモーション活動等を通じて、当社のビジネス拡大の一助を担いながら、当社の企業価値向上を進めるとともに、公開買付者グループ自身も当該ソリューション製品を取り扱うことで、相互にビジネス拡大を進める相乗効果があるものと見込んでいるとのことです。

また、公開買付者グループが、業種毎に最適なデジタルビジネスに対応する新たなソリューション開発を行う際には、当社の技術を取り入れることも検討していきたいと考えているとのことです。

当社は全国に11支店を有し、上記のとおり公開買付者の製品、サービスの販売活動の戦力補完を担っております。また、フィールドサービスを担うサポート＆サービスセンターは全国17拠点、特に長野県では広域をカバーするために、6拠点でサポート＆サービスセンターを展開しております。公開買付者は、今後、当社と地域ごとに異なる市場環境に応じた戦略を双方で密に共有し、また、人的リソース等を有効活用することにより、新たな市場開拓やきめ細かなお客様ニーズへの対応が可能となり、当社を含む公開買付者グループのビジネス拡大に繋がるものと考えております。また、当社は約60年に及ぶ販売パートナーとしての歩みの中で、公開買付者グループの製品、サービスに対し、改善をはじめとする、多数の意見、要望を行ってきており、これらをもとに、公開買付者グループでは製品、サービスの機能、品質、付加価値等の向上を図ってきた実績があります。当社は、製品、サービスの開発においても欠かすことのできない貴重な販売パートナーであります。したがって、当社が公開買付者の完全子会社となった場合は、公開買付者グループ及び当社としての従来の取引規模を維持できるとともに、当社の先端技術を駆使した今後のデジタルビジネスの拡がりに鑑みると、以下の2点で公開買付者グループのビジネスに貢献する存在になると考えているとのことです。

- ・当社のRFID関連サービスや客室タブレットコンシェルジュサービスを公開買付者グループの製品ラインナップに加えること等によるビジネス領域の拡大
- ・当社をモデルケースとして、他の公開買付者グループの販売パートナーにおけるデジタルビジネスへのシフトに対する有効な支援及び整備に結びつける活動の推進

今後、一層競争が激化するデジタルビジネスの市場環境において、これらの施策を実現していくには、共通の事業戦略のもとで事業運営を一体化させ、双方の経営資源の統合的かつ効果的な活用を可能とし、シェア拡大や技術の融合による新ビジネスの創出等に繋げることが不可欠であると考えているとのことです。当社が公開買付

者の完全子会社になることにより、経営の意思決定の迅速化を図り、かかる競争に勝ち抜く事業体制を構築することです。

なお、公開買付者は、当社の完全子会社化後においては、両社協議のうえ、当社を含む公開買付者グループの企業価値向上を図っていくとのことです。本書提出日現在、完全子会社化以降の当社の役員構成その他の経営体制について決定している事項はなく、今後、公開買付者と当社との間で最適な体制を検討していく予定とのことです。

#### 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

平成29年2月3日、佐々木氏は、当社に対して何ら事前の通知・連絡もなく、当社の賛同を得ないまま、一方的に佐々木氏公開買付けを開始しました。これを受け、当社は、直ちにリーガルアドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、その助言・協力を受けながら、佐々木氏公開買付け及び佐々木氏に関する情報を収集するとともに、佐々木氏公開買付けに関する評価・検討を進めてまいりました。

かかる評価・検討の結果、当社は、佐々木氏公開買付けは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながる可能性が否定できないとの判断に至り、平成29年3月10日、同日開催の当社取締役会決議に基づき、佐々木氏公開買付けに反対する旨の意見を表明いたしました（詳細は、当社が平成29年2月16日及び平成29年3月10日に提出いたしました意見表明報告書及び訂正意見表明報告書をご参照ください。）。

当社は、これまで、お客様満足と収益性の向上を図るべくシステム開発における品質・リスク・進捗管理の仕組みの徹底、商談管理の徹底、ICT市場の将来を見据えたサービスの充実と人材育成を実施してまいりましたが、今般の佐々木氏公開買付けの開始を踏まえ、より一層の企業価値向上を実現するため、様々な選択肢を慎重に比較検討してまいりました。

当社の業績は安定的に推移しておりますが、将来想定される厳しい競争環境において、より一層の企業価値向上を実現するためには、ICT分野におけるトータルソリューションを見据えた不断の経営改革が不可欠であり、当社単独で行うよりもビジネスパートナーとの協業が必要となると考えております。また、当社が市場へ提供する製品・サービスは、その内容や仕様が高度なものであり、ICTに関連する固有の技術、仕様等に対する豊富な経験と知識、専門性が新たなビジネス機会を創出する上で重要な要素となります。かかる事情を考慮した上で、当社が、より一層の企業価値向上のための施策を打ち出す上で、当社が提供する製品・サービスに対する理解が深く、当社の提供する製品・サービスに対して更に付加価値を加えることができる技術、ノウハウを有し、当社とも長年にわたる取引関係を通じた信頼関係があり、更に当社との取引規模及び人的連携の観点から、ビジネス基盤の一翼を担う重要な事業上のパートナーと考えられる公開買付者との関係を更に深めることが有用であるとの認識のもと、当社は、平成29年2月上旬に公開買付者に対して、当社株式の取得の可能性につき打診を行い、協議を開始いたしました。

当社は、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立したフィナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立したリーガルアドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、本公開買付けの意義・目的、本公開買付けの諸条件について、公開買付者と複数回にわたる協議・交渉を重ねてまいりました（本公開買付け後の経営方針については、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」をご参照ください。）。そして、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、平成29年2月中旬に、公開買付者より当社に対し、当社を公開買付者の完全子会社とする意向がある旨の回答を得ました。当社としては、当社が公開買付者の連結子会社でなく完全子会社になることにより、競争が激しいデジタルビジネスにおいて要求されるより迅速な意思決定が実現できます。また、当社が公開買付者グループに帰属することにより得られる高いブランドイメージに加え、当社が公開買付者の完全子会社になることで公開買付者グループと利害関係が一致し、当社としてもその技術的な強みを公開買付者グループに提供する環境が整い、他方で公開買付者グループが有する幅広い顧客層、ICT分野において必要とされる幅広く高度な技術及びノウハウの提供を受けることができます。このように当社が公開買付者の完全子会社となることで、相互補完関係が構築され、それぞれの強みを活かした効率的な経営が実現でき、その結果として、より幅広い顧客層に高付加価値のサービスの提供が実現できます。また、当社の上場維持費用（株主総会の運営や金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用等）を軽減すること等により、当社の経営の効率化も図ることもできると判断いたしました。これらの事情を考慮した結果、当社としては、公開買付者の完全子会社となること、当社のより一層の企業価値向上につながるものと判断いたしました。

なお、平成29年3月10日に、公開買付者から、当社の一部の取締役らとの間で不応募合意を締結することの正式要請を受けたことに伴い、不応募株主との間で不応募合意が成立した場合には不応募株主が公開買付者の実質的特別関係者に該当することになります。不応募株主は、最終的には本完全子会社化手続に賛成することが予定されており、下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」記載のとおり、本完全子会社化手続において、本公

公開買付けに応募しなかった株主に交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることですので、不応募株主である取締役は本公開買付けの判断に関して、一般株主との間で明確な利益相反関係はないと考えられるものの、公開買付者の特別関係者に該当することに伴う利益相反の疑いを回避する観点から、平成29年3月10日をもって当社における公開買付者との協議及び交渉の担当を針生貞裕氏に定め、不応募株主である取締役は、平成29年3月10日以降、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に参加せず、また、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」記載の平成29年3月16日開催の取締役会を除き、当社内において本公開買付けに関する意思決定過程に関与させておりません。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、平成29年3月10日に公開買付者より本公開買付価格の提案を受けた後、その適正性を判断するため、下記「(3) 算定に関する事項」の「 算定の概要」に記載のとおり、大和証券より平成29年3月15日に当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。

当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、本株式価値算定書の内容・分析結果を参考にしつつ、リーガルアドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえた上で、平成29年3月16日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社が公開買付者の完全子会社となることで期待できるシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行いました。その結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置つつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、上記当社取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

また、上記当社取締役会においては、大和証券より取得した本株式価値算定書における前提条件等について大和証券より説明を受けた上で、本株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、上記取締役会において、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきことを併せて決議いたしました。

## 本公開買付けに関する重要な合意等

公開買付者は、本完全子会社化手続が完了するまで責任を持って当社の経営にあたるとともに、本完全子会社化手続を完了させることを十分ならしめるために、下記の当社の役員及び執行役員並びに創業家（以下「不応募株主」といいます。）との間で、公開買付者の書面による事前の承諾を得ない限り、その所有する当社株式及び役員持株会を通じて所有する当社株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募させないこと、本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続のための当社の株主総会において、公開買付者の指示に従い、当社株式に係る議決権を行使し、又は行使させること、及び本完全子会社化手続の効力発生日までの間、当社株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保提供、移転その他の処分をせず、又は処分させてはならないものとする旨の合意書を、平成29年3月16日付でそれぞれ得ているとのことです。

(平成29年3月16日現在)

不応募株主名	役職等	本人名義で所有する株式数(株)	役員持株会を通じて所有する株式数(小数点以下切捨て)(株)	所有株式数合計(株)	所有割合(%)
小林 義和	当社の創業家かつ代表取締役社長	28,528	415	28,943	3.33
小林 英之	当社の創業家かつ代表取締役副社長	24,381	369	24,750	2.85
中辻 義照	当社の専務取締役	3,800	642	4,442	0.51
西垣 政美	当社の常務取締役	1,400	385	1,785	0.21
原田 英徳	当社の創業家かつ取締役	3,800	402	4,202	0.48
安藤 忠次	当社の常勤監査役	2,400	373	2,773	0.32
谷原 潔	当社の常勤監査役	800	336	1,136	0.13
遠藤 英明	当社の執行役員	1,300	269	1,569	0.18
山岸 淳	当社の執行役員	700	232	932	0.11
小林 敏昭	当社の執行役員	721	331	1,052	0.12
北村 孝夫	当社の執行役員	100	206	306	0.04
仲井 正	当社の執行役員	1,600	206	1,806	0.21
平山 淳	当社の執行役員	100	206	306	0.04
樋口 雄三	当社の執行役員	800	123	923	0.11
日沖 伸二	当社の執行役員	0	123	123	0.01
望月 康則	当社の執行役員	200	123	323	0.04
小林 貞子	当社の創業家	27,376	0	27,376	3.15
原田 美恵子	当社の創業家	6,250	0	6,250	0.72
合計		104,256	4,741	108,997	12.56

また、公開買付者は、当社の役員持株会との間で、公開買付者の書面による事前の承諾を得ない限り、上記の当社の役員及び執行役員が役員持株会を通じて所有する当社株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は上記の当社の役員及び執行役員に応募させないこと、本公開買付けが成立した場合、本完全子会社化手続のための当社の株主総会において、公開買付者の指示に従い、当社株式に係る議決権を行使し、又は上記の当社の役員及び執行役員に行使させること、及び本完全子会社化手続の効力発生日までの間、当社株式の全部又は一部を、第三者に譲渡、担保提供、移転その他の処分をせず、又は当社の役員及び執行役員に処分させてはならないものとする旨の合意書を、平成29年3月16日付で得ているとのことです。

なお、本公開買付けに関し公開買付者と当社との間の重要な合意はありません。

### (3) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立したフィナンシャルアドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対し、当社の株式価値算定を依頼し、大和証券から平成29年3月15日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。また、大和証券は、当社、公開買付者及び佐々木氏の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

算定の概要

大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式がJASDAQ市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と事業が類似する上場会社が複数存在することから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行っております。

大和証券によると、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法（基準日）	： 1,848円から1,942円
市場株価法（基準日）	： 2,755円から2,764円
類似会社比較法	： 3,293円から4,053円
DCF法	： 3,158円から3,711円

市場株価法では、佐々木氏公開買付け公表日の前営業日である平成29年2月2日（以下「基準日」といいます。）を算定基準日として、当社株式のJASDAQ市場における基準日の終値1,942円、基準日から遡る1ヶ月間の終値単純平均値1,908円、3ヶ月間の終値単純平均値1,920円及び6ヶ月間の終値単純平均値1,848円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,848円から1,942円、並びに平成29年3月14日（以下「基準日」といいます。）を算定基準日として、当社株式のJASDAQ市場における基準日の終値2,755円、佐々木氏が平成29年2月3日に佐々木氏公開買付けを公表していることから、佐々木氏公開買付け公表日以降の平成29年2月3日から基準日までの終値単純平均値2,764円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、2,755円から2,764円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、3,293円から4,053円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した平成29年3月期から平成33年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成29年3月期第4四半期以降において創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、3,158円から3,711円までと算定しております。なお、上記DCF法による算定の基礎とするために当社が作成した事業計画においては、平成30年3月期は、観光業、ヘルスケア市場へのソリューション商談の一層の推進とシステムエンジニアの稼働改善により営業利益399百万円、平成32年3月期には、IoT関連の製品・サービスの普及拡大により営業利益575百万円を計画しており、大幅な増益となる見込みです。なお、当該事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではありません。

### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することを企図しており、本公開買付けの完了後に、下記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載の各手続が実行された場合には、当社株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立した場合には、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための本完全子会社化手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付け決済完了後、公開買付者は、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、本公開買付けに応募しなかった当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当社株式を当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定であるとのことです。また、当社株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定であるとのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であるとのことです。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社及び公開買付者は、公開買付者が本公開買付けを通じて当社を公開買付者の完全子会社とすることを意図していることから、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、本公開買付けの公正性を担保するため及び利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のフィナンシャルアドバイザーであるS M B C日興証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

S M B C日興証券は、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提のもと、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は、S M B C日興証券から平成29年3月15日に株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、S M B C日興証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、S M B C日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得していないとのことです。

公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 2,110円~2,778円
類似上場会社比較法	: 3,756円~4,255円
D C F 法	: 3,281円~5,769円

市場株価法では、平成29年3月15日を基準日として、当社株式のJASDAQ市場における基準日の終値2,750円、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,778円、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,329円、直近6ヶ月間の終値単純平均値2,110円をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を2,110円から2,778円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、当社と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、当社の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を3,756円から4,255円までと分析しているとのことです。

D C F 法では、平成29年3月期から平成33年3月期までの当社の事業計画をもとに公開買付者が検討した事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成29年3月期以降創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を3,281円から5,769円までと分析しているとのことです。上記事業計画において、大幅な増減益を見込んだ事業年度はないとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

公開買付者は、S M B C 日興証券から取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、当社に対するデューデリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成29年3月16日、本公開買付け価格を3,500円とすることを決定したとのことです。

本公開買付け価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における当社株式の終値2,750円に対して27.27%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとのことです。）、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%、本書提出日の前営業日である平成29年3月16日の当社株式の終値2,730円に対して28.21%のプレミアムを付した価格となっているとのことです。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似会社比較法及びD C F 法の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社は本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネスオピニオン）を取得しておりません。また、大和証券は、当社、公開買付者及び佐々木氏の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### 当社における独立した第三者委員会の設置

本公開買付け後に予定されている本完全子会社化手続（詳細は、上記「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。）は、本完全子会社化手続の時点においては公開買付者が支配株主に該当し、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。本公開買付けに係る当社の意見表明自体は、「支配株主との重要な取引等」に該当しませんが、当社としては、本取引が一連の取引であることから、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成29年2月22日、当社の独立役員である社外監査役の川野佳範氏（公認会計士・税理士）並びに外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）及び山崎想夫氏（公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ）から構成される第三者委員会を設置することを決議しました。そして、当社は、本公開買付けについて、第三者委員会に対し、(A)当該取引は合理性を有するか（当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(B)当該取引における取引条件（公開買付け価格、公開買付け期間、買付け数の上限、下限の設定を含む。）の公正性が確保されているか、(C)当該取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び、(D)上記(A)から(C)までのほか、当該取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないかの検討を踏まえて、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するかについて諮問することを決議しました。

第三者委員会は、平成29年2月28日から平成29年3月14日まで合計で5回開催され、当社及び公開買付者から第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき、上記(A)ないし(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行いました。第三者委員会は、かかる検討を前提として、平成29年3月15日に、当社取締役会に対して、以下の( )ないし( )のとおり検討及び評価をした結果、当社取締役会が現時点において本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また当社株主に対して応募を推奨すること、並びに当社取締役会が本取引に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする内容の答申書を提出しております。

- ( ) 本取引の目的、必要性、背景事情、メリット等は、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、当社の属する業界及び市場の環境との整合性や将来の競争力強化に向けた現実性の観点から、いずれも合理的であり、本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられる。
- ( ) 独立の第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、その算定手法の合理性、本取引の必要性及びメリット等を勘案した本公開買付価格の公正性の検討、本公開買付価格における相応のプレミアム等に鑑みると、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性は確保されていると考えられること、本完全子会社化手続の条件は本公開買付価格と同一の価格を基準として決定されることとされており、それ自体に合理性が認められること、本取引の条件に関する当社の意思決定の過程から恣意性を排除するための方法はいずれも合理性・相当性が認められること等から、本取引の条件に関して、その公正性が確保されていると考えられる。
- ( ) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立したリーガルアドバイザーの選任、本取引の条件等に関する公開買付者との早期かつ継続的な協議、その他、早期かつ詳細な開示・説明による当社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、その他、本取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について具体的な対応が行われており、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- ( ) 上記( )ないし( )までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見あたらない。

#### 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社、公開買付者及び佐々木氏から独立したリーガルアドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。なお、同法律事務所は当社、公開買付者及び佐々木氏の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

#### 当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、当社取締役全員一致により、上記「(2)意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議いたしました。なお、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏は、公開買付者との間で不応募合意をしているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経ております。

また、当該取締役会には、当社の監査役全員(4名)が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことについて異議がない旨の意見を述べております。

#### 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
小林 義和	代表取締役社長	経営戦略グループ担当兼海外マーケティング担当兼コーポレートシステム部担当兼ソレキア・アカデミー担当	28,943	289
小林 英之	代表取締役副社長	監査部担当兼スマートシティ推進プロジェクト室長	24,750	247
中辻 義照	専務取締役	営業・システムソリューション部門統括兼事業推進部担当兼ヘルスケアソリューション事業部担当兼テクノロジー・プロダクツ事業部担当兼ネットワークビジネス事業部担当兼アウトソーシングサービス部担当兼システム事業推進部担当兼東日本支社担当	4,442	44
西垣 政美	常務取締役	西日本支社担当兼スマートシティ推進プロジェクト室長代理	1,785	17
立川 直臣	取締役			
原田 英徳	取締役	情報セキュリティ担当兼リスクマネジメント部担当兼経営企画室長兼R & Dセンター長	4,202	42
針生 貞裕	取締役	管理グループ長兼総務部長	2,166	21
和田山 栄	取締役	インフラサービス事業グループ長兼ヘルスケアソリューション事業部長	2,236	22
大木 淳	取締役	デジタルソリューション事業グループ長兼金融ソリューション統括部長	388	3
安藤 忠次	常勤監査役		2,773	27
谷原 潔	常勤監査役		1,136	11
川野 佳範	監査役			
石原 和彦	監査役			
計		13名	72,821	723

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。また、所有株式数及び議決権の数は、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めております。

(注2) 取締役立川直臣は社外取締役であります。

(注3) 監査役川野佳範及び石原和彦は社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上